
プロジェクト 保険契約

項目 経過措置に関する検討状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、経過措置に関する検討状況として、2014 年 10 月の IASB 会議の概要及び第 12 回保険契約専門委員会（2014 年 10 月 31 日）で示されたご意見を説明した上で、ご意見を頂くことを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. 2014 年 10 月 IASB 会議の概要（無配当契約における経過措置）

（暫定決定の内容）

3. 2014 年 10 月の IASB 会議では、無配当契約における経過措置に関する検討が行われ、次の内容が暫定決定された。

IASB は、移行日時点において、次のように計算を行う改訂 ED の提案内容を確認することを暫定決定した。

- (1) 実務上不可能でなければ、企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、本基準を遡及適用しなければならない。
- (2) 本基準の遡及適用が実務上不可能であれば、企業は、改訂 ED の C5 項及び C6 項の簡便化アプローチを適用しなければならない。ただし、次の点を修正する。
 - 当初認識時点のリスク調整は、移行日時点のリスク調整と同額とするのではなく、移行日前のリスクの解放予測を調整して見積らなければならない。リスクの解放予測は、移行日時点に引き受けた同様の保険契約のリスクの解放を参照して算定しなければならない。

IASB は、次の点についても暫定決定した。

- (1) 簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合は、企業は、次の方法を適用しなければならない。
 - ① 移行日時点の CSM は、当該時点の保険契約の公正価値と履行キャッシュ・フ

ローの差額で測定する。

- ② 当初認識時点の割引率を改訂 ED の C6 項(c)及び(d)の簡便化アプローチで提案した方法を用いて見積った上で、純損益に認識する金利費用及び資本に認識する OCI 累計額を算定する。

- (2) 簡便化アプローチを用いて測定した契約及び公正価値を用いて測定した契約は、改訂 ED の C8 項で提案していた情報を区分して開示しなければならない。

(10 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーの概要)

(目的)

4. 10 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーでは、無配当契約における経過措置を検討している。なお、次の点については、今後の IASB 会議において検討する予定である。
- (1) 発効日
 - (2) 企業が保有する資産の会計処理と保険契約の会計処理との間の相互関係
 - (3) 有配当契約における経過措置

(論点 1－遡及適用)

(スタッフ提案)

5. スタッフは、実務上不可能でなければ、本基準を遡及適用するという改訂 ED の提案内容を確認することを提案した。

(スタッフ提案の理由)

6. 実務上可能であれば、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、移行日時点の CSM を遡及計算するという改訂 ED の提案内容は広く支持されており、スタッフは、CSM の遡及計算が次の点で有意義であると考えている。
- (1) 移行日前後に引き受けた保険契約の比較可能性の提供
 - (2) トレンド分析に必要な情報の提供
 - (3) 2010 年 ED で受け取ったフィードバックへの対処
7. スタッフは、実務上の複雑性や必要なデータの不足に関する懸念を認識しているが、これらの懸念に対しては、簡便化アプローチや、簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合に適用する新たなアプローチ¹によって対処することを提案した。
8. 一部の者は、改訂 ED の提案内容に基づくと、当初認識時からの金利の大幅な低下の影響で、企業が移行日時点において多額の累積損失を OCI に認識するため、企業が

¹ 当該アプローチについては、本資料第 12 項以降に記載している。

将来の期間において CSM を純損益へ認識する際に部分的には相殺されるとしても、移行日時点において資本欠損の状態が生じうる点が、企業の経済実態を示していないと考えている。しかし、スタッフは、金利が低下したことによって生じる損失を発生した期間（すなわち、金利変動の期間）に認識し、死亡率の有利な変更等によって生じた利益の増加を将来の期間に純損益へ認識するという状況を正確に表しており、引受業績をサービス契約と同様の方法で認識し、投資業績を金融商品基準と同様の方法で認識するため、IFRS における他の会計基準と整合的であると考えている。

(論点 2—簡便化アプローチの修正)

(スタッフ提案)

9. スタッフは、次の点を修正した上で、遡及適用が実務上不可能な場合には、企業が改訂 ED の簡便化アプローチを用いて、移行日時点の CSM を測定することを提案した。
- 当初認識時点のリスク調整は、移行日時点のリスク調整に、移行日時点に新たに引き受けた同様の保険契約を参照して算定したリスク調整の解放予測を調整することによって算出する。

(スタッフ提案の理由)

10. 一部の者は、改訂 ED で提案した簡便化アプローチとは異なる目的の測定方法を用いることを提案したが、スタッフは、当該アプローチがコメント・レターにおいて広く支持されており、本基準を遡及適用した場合に近似した数値を算出することができると考えている。そのため、異なる測定目的の測定方法は、簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合に限り認めるべきである。
11. スタッフは、簡便化アプローチに用いる各項目の算出方法について、改訂 ED に対するフィードバックを踏まえて、次の点を修正する必要があると考えた。

項目	改訂 ED の提案内容からの変更点
当初認識時点の期待キャッシュ・フロー	<ul style="list-style-type: none"> • 改訂 ED の提案内容を変更しない。
当初認識時点のリスク調整	<ul style="list-style-type: none"> • 当初認識時点のリスク調整を移行日時点のリスク調整と同額とする改訂 ED の提案に対して、リスク調整が過小表示される点（その結果、CSM が過大表示される）に懸念が示された。そのため、計算がより複雑になるかもしれないが、移行日時点のリスク調整に、移行日時点に新たに引き受けた同様の保険契約を参照して算定したリスク調整の解放予測を調整する点を追加する。

項目	改訂 ED の提案内容からの変更点
当初認識時点の割引率	・改訂 ED の提案内容を変更しない。

(論点 3—代替的なアプローチの要否)

(スタッフ提案)

12. スタッフは、簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合は、企業は、次の方法で移行日時点の CSM を測定することを提案した。
- (1) 移行日時点の CSM は、当該時点の履行キャッシュ・フローと保険契約の公正価値の差額で測定する。
- (2) 企業が割引率変動の影響を OCI に表示することを会計方針として選択する場合は、当初認識時点の割引率を改訂 ED の簡便化アプローチで提案した方法を用いて見積った上で、純損益に認識する金利費用及び資本に認識する OCI 累計額を算定する。
13. 企業間の比較可能性を確保するために、簡便化アプローチを用いて測定した契約及び公正価値を用いて測定した契約を区分して、改訂 ED の C8 項で提案していた情報 (CSM の金額や算定に用いた割引率など) を開示することを併せて提案した。

(スタッフ提案の理由)

14. スタッフは、過去のキャッシュ・フロー情報が不足しているため、簡便化アプローチを用いて、移行日時点の CSM を見積ることが実務上不可能な場合があることを認識しており、そのような場合に用いる代替的なアプローチを検討した。
15. 過去のキャッシュ・フロー情報がない場合は、別の測定方法を用いること以外のアプローチはないが、そのようなアプローチには、次のような欠点がある。
- (1) 基準の適用日前後の契約の比較可能性の減少
- (2) 収益を過大表示するリスク²
16. そのため、代替的なアプローチの適用は、簡便化アプローチの適用が実務上不可能な場合に限定する必要がある。
17. スタッフは、代替的なアプローチの検討にあたって、改訂 ED を開発した際に却下した次のアプローチを再検討した。
- (1) 移行日時点の CSM をゼロとする (2010 年 ED の提案内容)
- (2) 移行日時点の履行キャッシュ・フローと公正価値の差額

² 過去に純損益に認識された損失が除かれない場合は、移行日後において、受け取った対価よりも多額の収益を認識する可能性がある。

18. スタッフは、代替的なアプローチを再検討した結果、次のような理由で移行日時点の履行キャッシュ・フローと公正価値の差額を用いるべきであると考えている³。
- 公正価値は一般的に理解されている測定方法であり、本基準においても、企業結合やポートフォリオ移転時の測定方法として既に用いられている。
 - 企業結合時の契約を測定するために、企業は公正価値を常に算定しており、算定するコストについても、遡及適用及び簡便化アプローチの双方が実務上不可能な場合に生じる1回限りのものであるため、正当化することができる。
 - 2014年9月のASAF会議においても、一部のASAFメンバーが、移行日時点のCSMを算出する方法として公正価値を用いることを支持していた。
19. 移行日時点の公正価値を用いるアプローチは、契約の当初認識時点の割引率を見積る方法ではない。そのため、企業が割引率変動の影響をOCIに表示することを会計方針として選択する場合は、純損益に認識する金利費用及び資本に認識するOCI累計額を算定するために、契約の当初認識時点の割引率の算定が必要である。スタッフは、改訂EDの簡便化アプローチで提案した方法を用いれば、移行日時点の公正価値を用いるアプローチを適用する場合であっても、企業は当初認識時点の割引率を算出することが可能であると考えている。
20. なお、この代替的なアプローチを用いた場合は、比較可能性を確保するために、スタッフは、簡便化アプローチを用いた場合と同様に、改訂EDのC8項で提案していた情報(CSMの金額や算定に用いた割引率など)を個別開示することも必要であると考えている。

(IASB会議における主な意見)

21. ボードメンバーからは、主に次のような意見が示された。
- (1) 実務上不可能でなければ、本基準を遡及適用するという改訂EDの提案内容を確認するスタッフ提案に対する意見
- 原則的には、IAS第8号に基づいて本基準を遡及適用する必要があるかもしれない。しかし、例えば、本基準が提案している考え方(引受活動と投資活動の分離)を日本の生命保険契約に遡及適用すると、それぞれの活動の影響がCSMとOCI累計額に分かれて表示されるため、双方の活動を一体で管理していた経済実態とは異なる結果が、移行日時点の財務諸表に表示される。日本では、過去20年程度の期間にお

³ スタッフは、移行日時点のCSMをゼロとするアプローチは、移行日時点の資本が大幅に増加し、有効契約から生じる将来の利益が減少する点が重大な欠点であると分析している。

いて金利が大幅に低下していることから、多くの生命保険会社において移行日時点に多額のマイナスの OCI 累計額が生じる一方、これが経済実態を忠実に表現しないという見解も示されていることから、一部の状況においては、移行日以降の情報のみを用いて測定する方法が認められるべきである。

- 移行日時点に多額のマイナスの OCI 累計額が生じることによって、将来の純損益が歪められる点には同意する。しかし、その問題は、割引率変動の影響を OCI に表示することによって生じているため、解決策は、OCI の使用を認めないこと以外にはないはずである。OCI を使用するのであれば、本基準を遡及適用すべきである。
 - 保険契約には長期契約も多く含まれているため、遡及適用は、コストや主観性の観点で正当化できないのではないかと。
 - 有配当契約の定義が明確ではない中で、無配当契約の経過措置を暫定決定することに問題はないのか。
- (2) 簡便化アプローチが実務上不可能な場合に、移行日時点の CSM を保険契約の公正価値を用いて算出するというスタッフ提案に対する意見
- スタッフが提案したアプローチを用いて算出された公正価値は、引受活動の影響は過去に発生したキャッシュ・フローを参照せずに測定する一方で、割引率変動の影響は遡及して算出するため、部分的に公正価値を用いるアプローチである。公正価値を用いるアプローチを認めるのであれば、割引率変動の影響も含めた完全な公正価値とすべきである。
 - 当初認識時の割引率の見積りは困難な場合が多い。他の国の金利を参照して見積るのは非現実的である。

22. ボードメンバーからの上記意見に対しては、IASB スタッフ等からは、次のようなコメントが示された。

- 割引率変動の影響は、会計方針の選択として純損益又は OCI に表示しうることを認めており、指摘されている問題は、純損益への表示を選択することで回避できるのではないかと。
- 割引率変動の影響も含めた完全な公正価値を用いる場合は、移行日時点の保険契約負債に関する OCI が発生しないため、IFRS 第 9 号に基づいて測定される金融資産の会計処理との整合性を考慮しなければならない。
- 無配当契約に関しては、経過措置以外の会計処理を既に暫定決定しているため、今回の IASB 会議で経過措置を暫定決定したとしても支障はない。なお、有配当契約

の会計処理を決めた後に、必要に応じて、今回のスタッフ提案の内容を見直す必要があるかもしれない。

(IASB会議における暫定決定)

23. スタッフ提案通りの内容が、暫定決定された。

(保険契約専門委員会で示された主な意見)

24. 10月31日に開催された第12回保険契約専門委員会では、今回の暫定決定の内容について、主に次のような意見が示された。

- 今回提案された代替的なアプローチにより、移行日時点において資本欠損の問題が解決されたとしても、割引率変動の影響をOCIに表示する場合は、多額のマイナスの累積OCIが将来にわたってリサイクリングされることにより、移行日以後の純損益に大きな影響を与えることになる。また、割引率変動の影響を純損益に表示する場合は、上記のリサイクリングによる問題は生じないものの、将来にわたって、わずかな金利変動によって毎期の純損益が大きく変動してしまう。この問題は投資業務と引受業務を分離して示すという測定モデル自体に起因しているため、その点を改めてIASBに対して説明する必要がある。
- 代替的なアプローチで算定されるCSMは極めてゼロに近いものとなると考えている。一方、「実務上不可能な場合」という部分の解釈については恣意性が高い。恣意性を排除するためには、実務上可能かどうかで取扱いを区分するのではなく、一律に移行日時点のCSMを実質的にゼロとする取扱いが考えられるのではないか。
- 代替的なアプローチで用いる公正価値の具体的なイメージについては、解釈が分かれる可能性があるのではないか。
- 「実務上不可能な場合」については、該当するケースを監査上判断することが難しいため、基準上、もう少し具体的に示すべきではないか。

以上

2014年9月ASAF会議の概要（経過措置全般）

（改訂 ED における提案内容）

1. 経過措置に関して、改訂 ED は次の内容を提案していた。
 - (1) 企業は、表示する最も古い期間の期首（移行日）現在で次のような計算をしなければならない。
 - ① 保険契約の各ポートフォリオを履行キャッシュ・フローと契約上のサービス・マージン（CSM）の合計額で測定する。
 - ② 表示する最も古い期間の期首現在のキャッシュ・フローに関して、当初認識時からの割引率変動の累積的影響額を OCI 累計額に認識する。
 - ③ 無形資産の定義を満たさないもの（繰延新契約費など）の認識を中止する。
 - (2) 実務上可能であれば、CSM及びOCI累計額を遡及計算しなければならない⁴。実務上不可能であれば、企業は次のような方法で簡便的に遡及適用を行う。

項目	簡便的な遡及方法
当初認識時点の期待キャッシュ・フロー	表示する最も古い期間の期首現在の期待キャッシュ・フローの金額を、当初認識時点と表示する最も古い期間の期首との間に発生したことが判明しているキャッシュ・フローにより調整した金額と仮定する。
当初認識時点のリスク調整	表示する最も古い期間の期首現在で測定されるリスク調整と同じ金額で見積る。
当初認識時点の割引率	<ul style="list-style-type: none"> • 観察可能なイールド・カーブが存在し、これが移行日前の少なくとも3年間について、本基準に基づいて見積ったイールド・カーブに近似していれば、当該観察可能なイールド・カーブを用いて見積る。 • 近似した観察可能なイールド・カーブが存在しない場合は、観察可能なイールド・カーブと本基準に基づいて見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッド（移行日前の少なくとも3年間の平均）を算定し、当該スプレッドを当該観察可能なイールド・カーブに適用することにより見積る。

⁴ 2010年 ED では、移行日時点の有効契約の CSM を認識しないこととされていた。

（改訂 ED に対するフィードバック）

2. 大半のコメント回答者は、原則として遡及適用を要求した上で、遡及適用が実務上不可能な場合に簡便的な遡及方法を提供している点について、比較可能性及び実行可能性の観点で 2010 年 ED の提案内容を大きく改善していることから、改訂 ED の提案内容を支持した。
3. しかしながら、一部のコメント回答者は、次の点に対処するために、遡及適用が実務上不可能な場合にさらなる簡便化を提案した。
 - (1) 過去のキャッシュ・フロー情報（特に、新契約費）が不足している点。
 - (2) 当初認識時点の割引率の算定方法が不明確な点。移行日時点の OCI 累計額の算定方法の複雑さ。
 - (3) 当初認識時点におけるリスク調整の過小表示に対する懸念。
 - (4) 移行日時点のポートフォリオの算定方法を簡便化する必要性。
4. また、一部のコメント回答者からは、当初認識時点からの金利の大幅な低下に伴い、投資業績において累積的な損失が発生しているため、移行日時点では資本欠損が生じる可能性があるが、引受業績も含めた契約全体では利益をもたらす契約について、その経済実態が正しく描写されない点への懸念が示された。

（ASAF メンバーへの質問事項）

5. IASB は、経過措置に関する次の質問事項に関して、ASAF メンバーの見解を照会した。

項目	質問事項
（質問 4） 経過措置の簡便化	経過措置に関する改訂 ED の提案内容に関して、さらなる簡便化が必要と考えるか？そのように考える場合は、どのような簡便化を提案するか？（その理由も含めて）
（質問 5） 十分なデータがない場合における移行日時点の CSM の算出方法	改訂 ED の提案内容を適用するための十分なデータがない場合に、IASB は、移行日時点の CSM を算出する代替的な方法を示す必要があると考えるか？ （例） <ul style="list-style-type: none"> • 移行日時点の CSM をゼロとする。 • 移行日時点の公正価値を用いて CSM を算定する。 • 移行日時点において、同等の条件で契約を締結する場合に、企業が保険契約者に課す保険料を用いて CSM を算定する。

(ASAF会議における議論の概要)

(ASAF メンバーからの意見)

6. IASB スタッフからの説明に対し、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

- (1) 本基準については、改訂 ED による簡便化によってもなお移行日時点における適用が困難という見解が示されており、実務上の簡便法として、移行日時点での公正価値測定が必要と考えられる。(カナダ)
- (2) IAS 第 8 号に従って、出来る限り遡及する方法が良いと考える。但し、それが出来ない場合、公正価値や Embedded Value の使用を含め、実務上適用可能な簡便法を許容するというアプローチがよいのではないか。(EFRAG)
- (3) 割引率や新契約費に関するデータ等が入手困難という見解が示されており、更なる簡便化が望まれる。示されている代替案のうち、移行日時点で CSM をゼロとする方法は不適切である。公正価値測定は良いかもしれないが、実務上困難かもしれない。他方、移行日時点において、同等の条件で契約を締結する場合に企業が保険契約者に課す保険料を用いて CSM を算定する方法が、可能性があると考えられる。(中国)
- (4) 少なくとも、CSM をゼロとする方法は不適切と考えられる。(英国、AOSSG)

(ASBJ の発言要旨)

7. 本件について、ASBJ から、主に次の発言を行っている。

- (1) 経過措置については、原則として遡及適用を行うことが適切と考える。しかし、保険契約は長期間に及ぶことが多いため、我々は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に準拠して保険契約負債の残高について遡及計算することは実務上極めて困難な場合があると考えている。このため、我々は、原則的な取扱いと近似した結果が合理的に見込まれる方法の場合、原則的取扱いから修正した方法の適用を認めることに同意する。これには、例えば、移行日時点で既に消滅している契約については考慮せず、移行日時点で有効な契約について最新の情報に基づいて見積計算する方法が含まれると考える。
- (2) なお、日本の関係者と協議したところ、作成者と利用者の双方から、IASB で現在検討されている保険契約の測定モデルによる情報は、企業価値の指標として広く用いられているもの (Embedded Value など) と大きく乖離する可能性があり、保険会社の財政状態を忠実に表現しない可能性があるという強い懸念が示された。

(3) 当該懸念は、本来的には保険契約に関する測定モデル自体に起因するものであり、今後の IASB の審議において、この点について対処されるべきという見解が示されている。しかし、測定モデルについて対応がされない場合、少なくとも移行日時点においては、公正価値を用いて CSM を測定することが許容されることが望ましいとの見解が示されている。個人的にはあるが、当該見解に同意する。

以 上

改訂 ED で提案された簡便化アプローチ（改訂 ED より抜粋）

- C5 IAS 第 8 号は、どのような場合に本基準 [案] の保険契約の測定への遡及適用が実務上不可能となるのかを定めている。そうした状況では、企業は、表示する最も古い期間の期首において、次のことを行わなければならない。
- (a) 保険契約を下記の合計額で測定する。
 - (i) 本基準 [案] に従った履行キャッシュ・フロー
 - (ii) 残存する契約上のサービス・マージンの見積り（C6 項に従って決定した契約の当初認識時における企業の予想に関する情報を用いる）
 - (b) 表示する最も古い期間の期首以後の保険契約収益を測定する目的上、C6 項に従って、残存カバーに係る負債の帳簿価額を、下記の金額を除外して見積る。
 - (i) 当初認識日における損失
 - (ii) 当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間のその後の見積りの変更で、直ちに純損益に認識されたもの
 - (c) 純損益に認識する金利費用を測定する目的上、ポートフォリオの中の契約の当初認識時に適用する割引率を C6 項に従って算定する。
- C6 C5 項を適用する際に、企業は客観的な情報を入手するために網羅的な努力を行う必要はないが、合理的に利用可能なすべての客観的な情報を考慮に入れるとともに、次のようにしなければならない。
- (a) 当初認識日現在の期待キャッシュ・フローを見積る。これは、表示する最も古い期間の期首現在の期待キャッシュ・フローの金額を、当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間に発生したことが判明しているキャッシュ・フローにより調整した金額で行う。
 - (b) 当初認識日現在のリスク調整を、表示する最も古い期間の期首現在で測定されるリスク調整と同じ金額で見積る。企業は、当該リスク調整を、当初認識日と表示する最も古い期間の期首との間のリスクの変動を反映するように調整してはならない。
 - (c) 当初認識日に適用された割引率を、移行日前の少なくとも 3 年間について、第 25 項から第 26 項及び B69 項から B75 項に従って見積ったイールド・カーブに近似する観察可能なイールド・カーブを用いて見積る（こうした観察可能なイールド・カーブが存在する場合）。

- (d) (c)の観察可能なイールド・カーブが存在しない場合には、当初認識日に適用された割引率を、観察可能なイールド・カーブと第 25 項から第 26 項及び B69 項から B75 項に従って見積ったイールド・カーブとの間の平均スプレッドを算定し、当該スプレッドを当該観察可能なイールド・カーブに適用することにより見積る。このスプレッドは、移行日前の少なくとも 3 年間にわたる平均としなければならない。

以 上